

技能振興に係る優良事業所及び団体の群馬県知事表彰要綱

(表彰の目的)

第1 知事が、技能振興の推進について、その業績が極めて優良で、他の模範になると認められる事業所及び団体を表彰することにより、技能振興の推進と技能水準の向上に資するとともに、技能を大切にする社会の形成並びに県産業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の方法)

第2 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰基準)

第3 表彰は、技能五輪、技能グランプリ、技能祭、技能展、その他の技能の振興に資する活動に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範になるものと認められる事業所及び団体について行う。

(表彰を行う者)

第4 表彰は、知事が行う。

(被表彰事業所及び団体の推薦)

第5 市町村長、群馬県職業能力開発協会会长、一般社団法人群馬県技能士会連合会会长及び関係産業団体の代表者（以下「市町村長等」という。）は、第3に該当すると認められる事業所及び団体があるときは、次の書類を添えて、知事に推薦するものとする。

- 1 技能振興に係る優良事業所及び団体の群馬県知事表彰推薦書（別記様式第1号）
- 2 表彰審査書（別記様式第2号）

(表彰の決定)

第6 知事は、前項の規定により、市町村長等から提出のあった推薦書等に基づき、被表彰事業所及び団体を決定する。

(適用)

第7 この要綱は、平成7年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月5日から適用する。

この要綱は、平成27年7月22日から適用する。